

件名	視覚障害者のガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業のサービス拡充に関する陳情		
提出者住所氏名	墨田区向島二丁目18番1-302号 内山義美		
受理年月日	平成18年8月30日	受理番号	第10号

要旨

- 1 視覚障害者にとって必要不可欠なガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業など、私たちが安心して暮らせる、歩行が安全で社会参加ができるように福祉サービスの現行水準を維持するとともに、そのための援助金の措置をしてください。
- 2 区の障害者福祉計画の策定に当たっては、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の拡充のために数値目標を定めてください。
- 3 ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の負担軽減措置を実施するため、財政支援を行うよう、国及び東京都に対し意見書を提出してください。
- 4 ホームヘルプ事業と同じように、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業を国が責任を持って行う制度にするよう、国に対し意見書を提出してください。

(理由)

障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行されました。それにより障害者は、生活と社会参加のため利用する日常生活用具などの福祉・医療サービス・就労に係る費用の原則1割を負担することとなりました。そのため視覚障害者は、ホームヘルプサービス・施設入所などの利用も1割の費用を負担しなければなりません。

地域生活支援事業として、ガイドヘルプ事業及び日常生活用具給付事業がメニュー化されました。ガイドヘルプ事業は、通院・スーパーでの買物・冠婚葬祭への出席などにとって絶対に必要なものです。また、日常生活用具給付事業は、食事作りや掃除・洗濯などの家事、音声体温計・カセットテープ・交通信号機を音響式に変える発信機など、障害を補うために絶対に必要なものです。

自立支援法で実施される応益負担は、私たちにとって極めて大きなバリアです。なぜなら、視覚障害者の就業率は23.9%（厚生労働省の雇用実態調査）が示すように、働きたくても働く所がない、そのため所得が極めて少ないのです。

これまでの福祉が応能負担であったのは、これらの実態を踏まえていたからであり、その実態は、何ら変わっていません。

自立支援法は、利用料の月額上限措置、個別減免、社会福祉法人減免などの軽減措置はありますが、極めて不十分です。わずかな金額でも超えると利用できない所得制限があり、親なき後の備えのわずかな預金があれば、制度から除

外されます。軽減措置はあっても負担は増えますし、障害が重いほど負担が重くなります。

また、これまで国が一定の責任を持って行ってきた福祉サービスが、今年の10月1日から区や都の事業となってしまいます。視覚障害者が利用するガイドヘルプ事業・日常生活用具給付事業などが地域生活支援事業とされ、一定額の補助金での実施となります。これまで受けてきたサービスが維持されるのか、福祉サービスの地域間格差が広がるのではないかなど、不安が募る一方です。

情報の8割以上は、視覚による情報だと言われており、暮しと社会参加にとって視覚の障害は極めて重く大きなものです。

私たちは、障害者自立支援法のもとでも地域住民と平等に健康で文化的な暮らし、社会に参加したいと願っています。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上